

代替案（第3条、第6条）

7月31日現在の条項案	代替案	
【検討事項】第2号中「考えてもらう」の適切な表記は？ 第3条 <省 略> （1）差別されない権利 （2）子どもにもっともよいことを考えてもらう権利 （3）～（10） <省 略>	A案：子どもにもっともよいことが考慮される権利 B案：子どもにもっともよいことが尊重される権利 C案：子どもにもっともよいことが何かを考慮される権利 D案：子どもに最もよいことが考えられる権利 E案：子どもにとってもっともよいことが考慮される権利 F案：子どもにとってもっともよいことが勘案される権利 G案：子どもにとってもっともよいことが何かを考慮される権利 H案：子どもの最善が第一に考えられる権利 I案：修正の必要なし	
【検討事項】何を基準にして各号を並び替えるか？ 第3条 <省 略> （1）差別されない権利 （2）子どもにもっともよいことを考えてもらう権利 （3）幸せに育ち・生きる権利 （4）意見を表明し、尊重される権利 （5）あらゆる暴力から守られる権利 （6）プライバシーが守られる権利 （7）医療を受けられる権利 （8）衣食住が確保される権利 （9）教育を受けられる権利 （10）自由に休み、遊ぶ権利	【子どもの権利条約を基準に並び替えた場合】 （1）差別されない権利（第2条） （2）子どもにもっともよいことを考えてもらう権利（第3条） （3）幸せに育ち・生きる権利（第6条） （4）意見を表明し、尊重される権利（第12条） （5）プライバシーが守られる権利（第16条） （6）あらゆる暴力から守られる権利（第19条） （7）医療を受けられる権利（第24条） （8）衣食住が確保される権利（第27条） （9）教育を受けられる権利（第28条） （10）自由に休み、遊ぶ権利（第31条） ※ カッコ内の条番号は、「子どもの権利条約」から	【本条例の規定順を基準に並び替えた場合】 （1）幸せに育ち・生きる権利（前文①） （2）子どもにもっともよいことを考えてもらう権利（前文②） （3）自由に休み、遊ぶ権利（第12条？） （4）医療を受けられる権利（第13条？） （5）教育を受けられる権利（第14条） （6）プライバシーが守られる権利（第15条？） （7）意見を表明し、尊重される権利（第16条） （8）あらゆる暴力から守られる権利（第19条～第21条） （9）差別されない権利（第22条、第23条） （10）衣食住が確保される権利（第 条？） ※ カッコ内の条番号は、本条例から
【追加検討事項】衣食住に関する具体的な規定が本条文にはないにも関わらず、ここで規定する必要があるのか？		

7月31日現在の条項案	代替案
【検討事項】こども一人ひとりが、誰から大切な存在として受け入れられるかを明確にすべきでは？ （保護者の役割） 第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、一人ひとりのこどもが大切な存在として受け入れられ、安全・安心に育つことのできる環境を確保するよう努めます。	【1項のみの場合】 （保護者の役割） 第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、一人ひとりのこどもを大切な存在として受け入れられ、安全・安心に育つことのできる環境の確保に努めます。
	【2項に分けた場合（A案）】 （保護者の役割） 第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、一人ひとりのこどもを大切な存在として受け入れます。 2 保護者は、（一人ひとりの）こどもが安全・安心に育つことのできる環境の確保に努めます。
	【2項に分けた場合（B案）】 （保護者の役割） 第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、一人ひとりのこどもを大切な存在として受け入れるよう努めなければなりません。 2 保護者は、（一人ひとりの）こどもが安全・安心に育つことのできる環境の確保に努めなければなりません。
	【2項に分けた場合（C案）】 （保護者の役割） 第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、一人ひとりのこどもを大切な存在として受け入れるよう努めます。 2 保護者は、（一人ひとりの）こどもが安全・安心に育つことのできる環境を確保できるよう努めます。
	【3つの項とする場合】 （保護者の役割） 第6条 保護者は、こどもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識し、こどもに愛情をもって接し、こどもの気持ちを尊重しなければなりません。 2 保護者は、人格形成の基盤となる基本的な生活環境を整え、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。 3 保護者は、子育てが一人であるものではないことを自覚し、市、市民及び育ち学ぶ施設と連携し、こどもを見守っていくように努めなければなりません。
	【4つの項とする場合】 （保護者の役割） 第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、その養育するこどもの権利を保障する第一義的な責任を有することを自覚し、次に掲げることに努めなければなりません。 (1) こどもが自分と他の人の権利を大切にし、責任ある社会の一員として育つために必要な支援を行うこと。 (2) こどもの健やかな育ちのため、こどもにとってもっともよいことを考え、こどもの年齢及び発達段階に応じた養育を行うこと。 (3) こどもの意見を尊重し、こどもの考えや気持ちを受け止め、それに応えるために対話すること。 (4) こどもが安全で安心して育つことのできる環境を確保すること。